

平成26年2月21日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
葉梨 之紀

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の  
施行に伴う精神保健福祉関係通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることから、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長等より、各都道府県知事等宛に同施行に伴う精神保健福祉関係通知が出され、本会に対しても、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〈添付通知〉

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について
- ・医療保護入院者の退院促進に関する措置について
- ・「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」の一部改正及び精神医療審査会の運営上の留意事項について
- ・「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について
- ・「指定施設における業務の範囲等について」等の一部改正について
- ・医療保護入院における家族等の同意に関する運用について
- ・「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」等の一部改正について